

長崎市索道事業安全報告書

2011

(平成22年度に関する報告)



長崎市索道事業に係る安全報告書 2011

(平成22年度に関する報告)

利用者の皆様ならびに市民の皆様へ

本市の索道事業に対して、日頃のご利用とご理解、心より御礼申し上げます。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取り組みや安全の実態について、平成22年度を自ら振り返るとともに、広くご理解いただくために公表するものです。

皆様からのお声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。



長崎市 市長

田上 富久

1. 輸送の安全を確保するための基本方針

本市の索道事業は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努め、市長、管理職員及び職員の安全に係る行動規範（安全の基本理念、安全方針）は、次のとおりとしております。

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
- (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとること。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

2. 輸送の安全確保のための安全重点施策

1 平成22年度 安全重点施策

- (1) 「安全最優先の原則」の徹底
- (2) 鉄道事業法をはじめとする関係法令等の遵守
- (3) 安全マネジメントの継続的改善等の実施

2 平成23年度 安全重点施策

(1) 『安全最優先・安全最重要』意識の浸透と徹底

鉄道事業法をはじめとする関係法令等及び安全管理規程をはじめとする規程類を理解し遵守することが輸送の安全の確保に繋がることを認識し、『輸送の生命は、安全最優先且つ安全最重要である』という安全風土の構築に向けての取組み意識の浸透と徹底を図る。

(2) 安全性向上対策の実践

安全基本動作（指差・喚呼・確認の一連の動作）を厳正に実行することにより習慣化を目指し、安全風土構築に向けての礎を確立する。

(3) 情報の共有化と伝達の徹底

経営管理部門（長崎市）と現場実施部門（財団法人長崎ロープウェイ・水族館）の双方向コミュニケーションシステムを構築することが、輸送の安全の確保に係る情報の共有化と伝達の徹底には不可欠であり、安全マネジメントの継続的なスパイラルアップに繋げる。

3. 安全目標について

1 平成22年度 安全目標

『法令を遵守、確実な点検整備を徹底し、設備不具合による事故0件の継続』を目標とし、市長のリーダーシップのもと全職員一丸となって安全運行に努める。

※ 平成22年度も安全目標は達成できました。

2 平成23年度 安全目標

法令を遵守し、「索道整備細則」に則った点検整備（始業、1月、3月、12月）の確実な実施並びに安全基本動作（指差・喚呼・確認の一連の動作）を徹底し、索道運転事故0件を継続する。

※ 平成23年度も目標達成に向け取り組む所存です。

4. 事故等の発生状況及びその再発防止措置

1 事故等の発生状況について

1) 索道運転事故

索道運転事故は発生しておりません。

2) インシデント（事故の前兆）

国土交通省へのインシデント報告はございません。

3) 行政指導

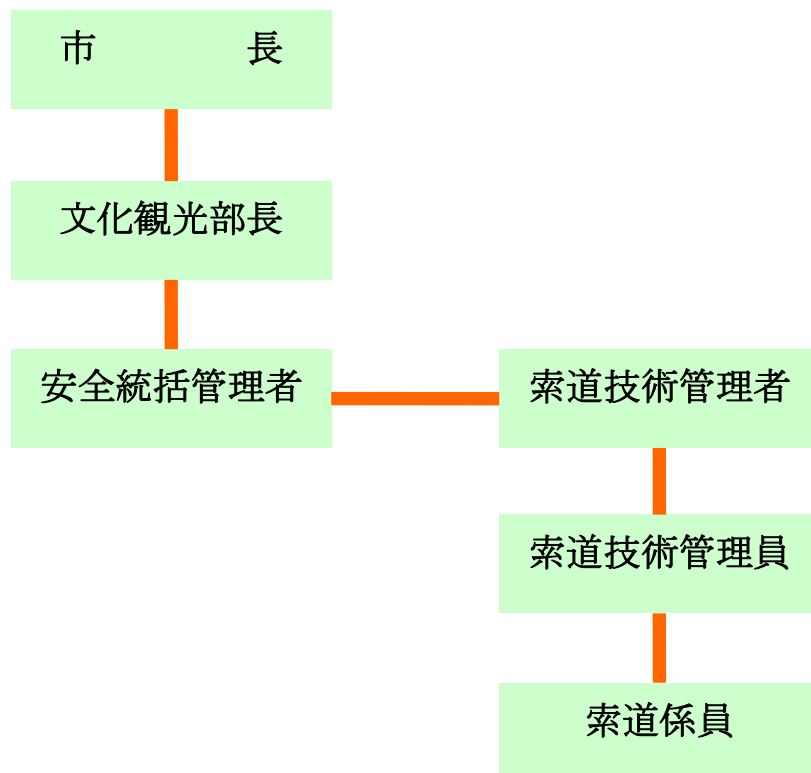
行政指導等はございません。

5. 輸送の安全確保に関する組織体制

- 1 市長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
- 2 市長及び管理職員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、索道事業の実施及び管理の方法を定めるものとする。
- 3 市長及び管理職員は、索道事業の遂行に際し、設備、運行、要員、投資、予算その他の必要な計画の策定において、次条に掲げる者その他必要な責任者に対し、安全性及び実現可能性の観点から検証を行わせる。

- 4 市長及び管理職員は、輸送の安全を確保するため、索道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行う。
- 5 市長及び管理職員は、輸送の安全確保に関する改善施策の決定に際しては、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重する。
- 6 市長及び管理職員は、事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態（以下「事故、災害等」という。）の規模や内容等に応じ、事故対策本部の設置や責任者、対応方法その他必要な事項を定め、職員等に周知し、徹底する。

(安全管理体制図)



安全統括管理者	索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮下、索道の運行の管理、索道施設の保守管理、その他技術上の事項に関する業務を統括する
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮下、索道技術管理者の業務を補助する

6. 輸送の安全確保のための取組み

1 点検、検査、整備について

関係法令及び「整備細則」等に基づき、始業点検、1月検査、3月検査、12月検査を実施しております。

2 安全に係る投資について

工事につきましては以下のとおりです。

駅舎・支柱基礎点検

平成22年9月29日～

9月30日実施



磁粉探傷検査

平成22年12月6日 実施



軸受振動検査

平成22年12月7日 実施



第2支柱塗装工事

平成23年1月19日～3月25日

運休しての塗装工事は

平成23年2月18日から3月10日

3 教育訓練等について

「運転取扱」・「予備原動機取扱」等、輸送の安全に係る教育

訓練を定期的実施しております。「整備細則」等に則った点検・整備を確実に実施するために努力しております。乗務員・駅務係につきましても、搬器内、停留場内におけるお客様の安全を最優先に救助装置の取扱・誘導案内の教育訓練を実施しております。その他、消防訓練も実施しております。



4 緊急時対応訓練について

複線交走式普通索道におきましては、平成22年12月10日に応急降下機を使用した救助訓練を実施いたしました。



7. ご連絡先

安全報告書に関するご感想、安全輸送への取組みに対するご意見をお寄せ下さい。

〒850-8685 長崎市桜町4-1

長崎市経済局文化観光部文化観光総務課

電話番号

095-829-1152

FAX番号

095-829-1232

E-mail bunkan_soumu@city.nagasaki.lg.jp

〒852-8011 長崎市稲佐町364-1

(財)長崎ロープウェイ・水族館

電話番号

095-861-6321 (長崎ロープウェイ)

FAX番号

095-861-6430 (長崎ロープウェイ)

E-mail ropeway@isis.ocn.ne.jp